

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

町内には、八日市護国の重伝建地区以外にも文化財の指定等を受けていない歴史的建造物が残っている。それらについては、詳細な建物調査や歴史的背景等の調査が行われていなかったり、外観が看板やトタンで覆われるなど本来の意匠が隠されていたりするものがあり、また空き家となっている物件もあり、今後取り壊しや建て替えが進むことが予想される。さらに所有者の高齢化や、相続等による町外所有者の増加が予測されるなどのことが懸念される。一方で修理や活用がなされようとした場合にも、建築基準法等法令への適用の際、その保存すべき特徴や意匠が損なわれる可能性も生じる。

また本町の重伝建地区は昭和57年(1982)の選定で、全国でも18番目と、比較的早い時期に選定されている。平成21年度(2009)に見直し調査を行い、伝統的建造物の構造や歴史的価値などの実態把握はできたが、地区拡大や今後の防災対策、伝統工法等に関する職人の育成などの課題は積み残されたままで



傷みの進む歴史的建造物



町産材利用促進も課題の一つ

ある。

これら歴史的建造物の修理等には木材が欠かせないが、林業の振興を推進する内子町において、山間部と中心市街地との歴史的なつながりを意識した、歴史的建造物の修理等における町産材の利用促進など、横断的な連携が図れていない。

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・整備に関する課題

本町の重伝建地区は、面積が3.5haと全国でも小規模であり、歴史的建造物を活かしたまちづくりのフィールドが限られている。また、景観まちづくりを進めているが、景観コントロールが行き届かない場面もあり、各地域において、歴史的環境との調和がとれていない景観が見受けられる。

また、都市計画行政と歴史まちづくり行政における連携が不十分であり、例えば重伝建地区と隣接する六日市地区の内子本町通りには電柱が連立しており、防災面からみても改善の余地がある。また交通量も多く、買い物客・観光客などの歩行者にとって危険も少なくない。空き店舗も少しではあるが見られるようになっている。こういった観点からも、歴史まちづくりによる観光振興や商業活性化等への深まりが途上段階にある。



歴史的建造物も多く残る
内子本町商店街

序
1
2
3
4
5
6
7
8

さらに「村並み保存」「山並み保存」にも取り組んで行く中で、小田川や麓川、棚田やため池などの農村景観の保全についても今後の担い手不足が懸念されている。

(3) 伝統産業や伝統行事・祭礼等、歴史的営みを反映した活動の継承に関する課題

先述の今後予想される歴史的建造物の取り壊し等は、本町における建物の伝統工法等の技術者の減少へつながり、その継承が困難となる。現在、重伝建地区における伝統的な技術を必要とする左官工事を請け負える職人は、本町を含む県内近隣地域においても限られており、全体的な高齢化は避けて通れない。伝統産業である五十崎の手漉き和紙の技術継承も同様である。

また各地域の祭礼行事の後継者も限られており、例えば五十崎大風合戦の大風づくりや風文字など、各地域独自の技法の継承や、行事の後継の意思があったとしても人口減少などの理由から伝承が厳しい地域が多い。



減少している左官職人

(4) 歴史的資源の調査研究、周知・啓発に関する課題

本町においては、全国でも先駆的に「町並み保存運動」により歴史的資源を活かしたまちづくりに取り組んできた。しかし、今後の歴史的風致の維持向上においては、その基礎となる調査研究、公開活用、講座開催などの学芸活動が人員不足により十分でないのが現状である。町職員としての学芸員は1名（平成30年度現在）であり、地域住民の協力を

学芸サポーターによる
古文書の整理



得ながら学芸活動を行っているものの、専門性や継続性に課題が残る。

また学校教育や社会教育において、歴史的資源についての教材・題材としての認識が学校や地域によって差があり、かつその一方で、要求があった場合に提供できる資料や環境（場）が少ない。併せて歴史的資源についての興味・関心の啓発やその活用について、対外的な周知・発信が限られているのが実情である。

(5) 住民参加の歴史まちづくりに関する課題

歴史まちづくりへの住民参加は、具体的な施策が見えづらく、偏りが見られる。自治センターや自治会などで行われている活動の中に、「歴史まちづくり」と関連する取り組みも実施されているが、町全体としての「歴史まちづくり」という一体的な意識はなく、またその意識醸成や参加のための拠点（プラットフォーム）はない。

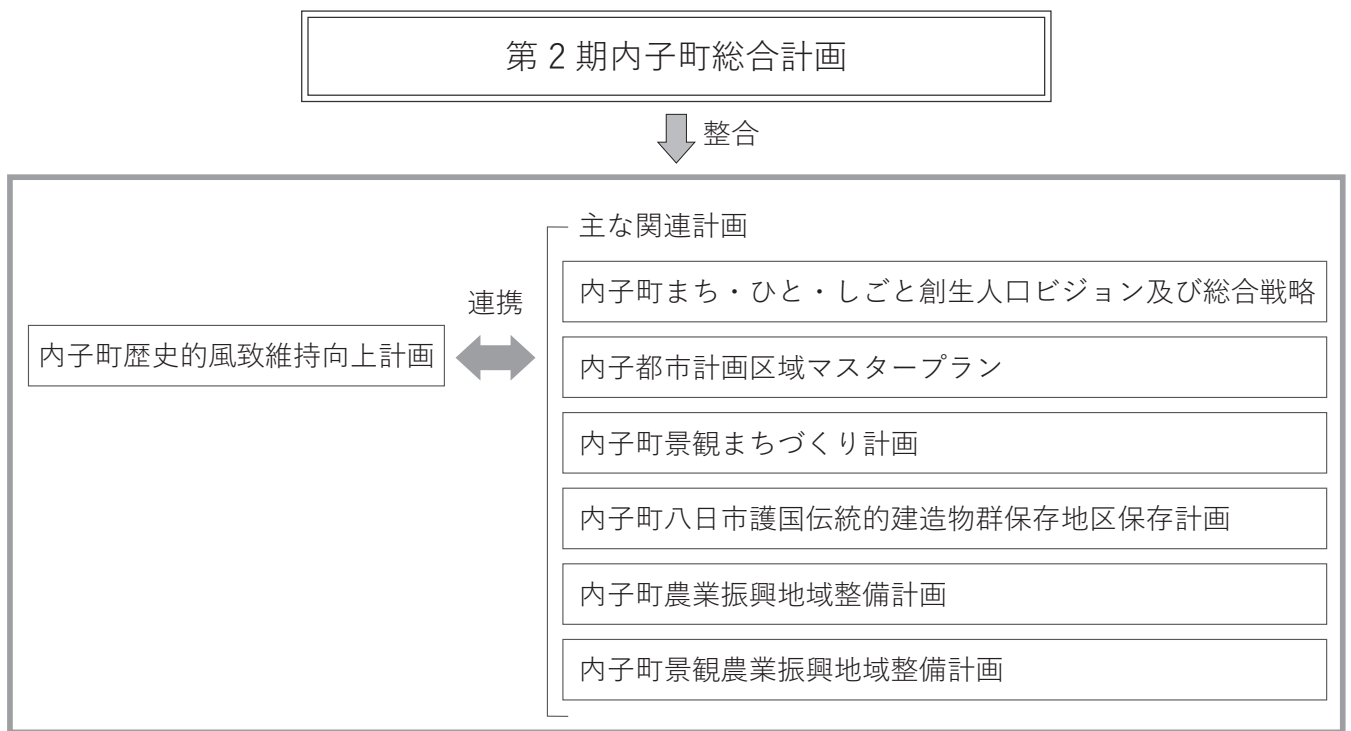
また学芸活動に取り組んでいるものの、住民が主体的に歴史的環境や空間の価値を実感したり恩恵を享受したりする場所・機会が少ない。

町並保存センター以外にも
新たな歴史まちづくりの
拠点の必要性は高い



2. 既存計画との関係性

内子町では、「第2期内子町総合計画（平成26年3月）」に基づくまちづくりが進められており、歴史的風致の維持向上にあたっては、総合計画、都市計画、景観、観光等関連施策との連携が重要であることから、これら関連分野の諸計画とも整合した計画とする。



各計画と本計画の関係性

(1) 第2期内子町総合計画「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」

本町では、平成17年（2005）1月の内子町、五十崎町、小田町の3町合併後の一体的なまちづくりを総合的・計画的に進めていくことを目的として、内子町総合計画が策定された。合併から10年後、平成27年度（2015）から令和6年度（2024）までを計画期間とする「第2期内子町総合計画」を作成し、目指す将来の姿「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」の実現に向け、様々な施

策を推進している。

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されており、基本構想では、様々な分野での課題解決への早急な取り組みへの対応や、豊かな地域資源と育んできた伝統・文化を活かしながら、目指す将来の姿を実現するため、まちづくりの施策の大綱を定めている。

その取り組みは、内子の市街地にある歴史

的町並みの保存だけにとどまらず農村風景や小田深山をはじめとした山あいの風景も保存するという方向性を示している。中でも効率的かつ効果的な役割を果たす施策を「プロジェクト 10」として掲げ、10の重点施策を定めている。重点施策の中でも「まちなかりバイバル・プロジェクト」では、文化的財産価値を尊重しながら中心市街地の再生を図る事業の推進を、「美しい内子プロジェクト」では、地域の自然や町並みの景観を意識した事業の推進を、「いかざきワンダーランド・プロジェクト」では五十崎市街地を中心とした資源の利活用を、「小田流ライフスタイル・プロジェクト」では、小田川を活かした住民の生活の事業を、「着地型観光プロジェクト」では、外国人観光客の誘致や地域資源・人材の活用を中心とした事業などを掲げており、本計画における歴史的風致との関わりの深い項目が並べられている。

重点施策「プロジェクト 10」

- 1 まちなかりバイバル・プロジェクト ★
- 2 いかざきワンダーランド・プロジェクト ★
- 3 小田流ライフスタイル・プロジェクト ★
- 4 うちこ森業プロジェクト
- 5 安全・安心まちづくりプロジェクト
- 6 美しい内子プロジェクト ★
- 7 着地型観光プロジェクト ★
- 8 子育て応援プロジェクト
- 9 情報推進化プロジェクト
- 10 地域エネルギー・プロジェクト

★：本計画との関連が深いプロジェクト

(2) 内子町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略

本町では、人口減少に歯止めをかけ、住みよい環境を確保し、将来にわたって活力のある町づくりを目指して、人口動態の現状や地域の特性を整理・分析し、平成 27 年 (2015) までの人口予想を示した「内子町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」と、平成 27 年度 (2015) を初年度とする同 31 年度 (2019) までの 5 年間の基本目標や目指すべき将来の方向性と具体的な施策をまとめた「内子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を同 28 年 (2016)3 月に策定した。

内子町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、内子町人口ビジョンを踏まえ、基本目標①に「稼ぐ力のある内子町をめざす」、基本目標②に「住み続けられる内子町をめざす」を掲げている。

基本目標①については、基幹産業である農業はもとより、林業 6 次化による活性化、さらに豊かな自然、特色ある町並みと商業空間など、内子ならではの地域資源をさらに磨き上げ、それらを「稼ぐ力」に変えていくことを目指す。基本目標②については、中心市街地だけでなく、農山村部への人口定着を目指し、安全・安心のまちづくりや移住・定住施策の推進、若い世代の出会いや子育て等の支援を図るほか、伝統や文化、美しい景観、人との温かい関係など、内子町に対する愛着や誇りを持てる施策を多様に展開しながら、いつまでも住み続けたいと思えるまちを目指す。

(3) 内子都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

内子都市計画区域マスタープランは、都市計画区域内の基本的な方針を示すため、総合計画や『第六次愛媛県長期計画 南予地域の目標像』をもとに平成 29 年 (2017)4 月に定められた。

まちづくりの課題に「伝統的な町並みを活かした持続可能な都市経営」や「歴史・文化等地域資源を活かした余暇を楽しむまちづくり」、「清流小田川や周辺の山々等美しい自然的環境にやさしいまちづくり」を挙げており、それに対するまちづくりの方針として区域内の「伝統的な町並みと中心市街地を核とした集約型都市構造のための土地利用形成」や「歴史文化を活かし、自然的環境と調和のとれた都市空間の形成」などを掲げている。

■まちづくりの方針

- (1) 伝統的な町並みと中心市街地を核とした集約型都市構造のための土地利用形成 ★
- (2) 周辺都市との交流・連携の促進と安心で快適な都市活動を支える都市施設整備
- (3) 既成市街地における伝統的な町並み誘導にあわせた環境改善と都市基盤整備
- (4) 歴史文化を活かし、自然的環境と調和のとれた都市空間の形成 ★
- (5) 災害に強いまちづくりの推進

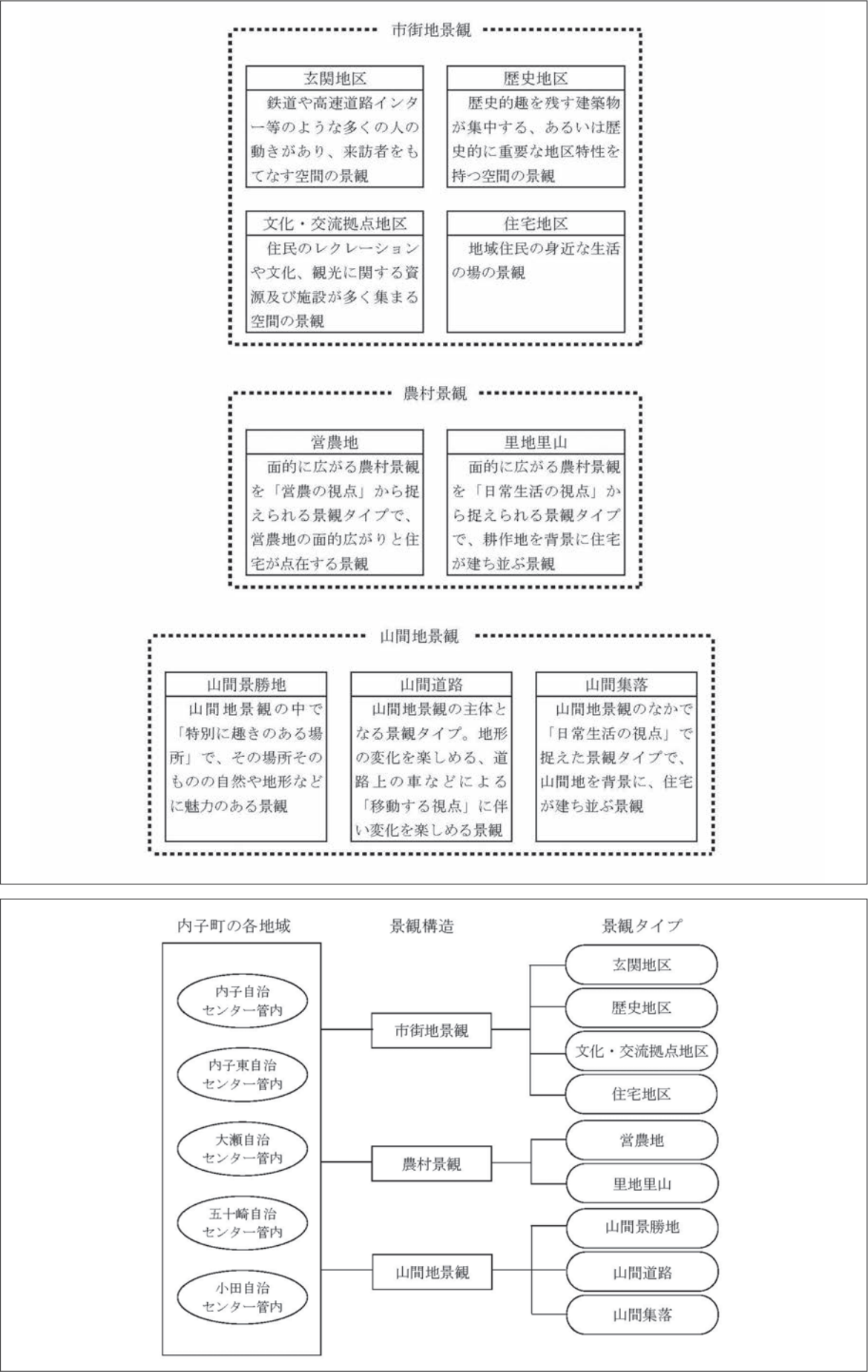
★：本計画との関連が深い項目

(4) 内子町景観まちづくり計画

本町には、重厚な漆喰塗り籠めの大壁造の商家や町家など伝統的建造物が連なる町並み、棚田や樹園地等からなる里山の緑豊かな農村部の村並み、緑豊かで美しいスカイラインを形成する山並み等の景観資源がある。この景観という、風土や歴史、文化の表れであり、生活する人々によって創造され、受け継がれてきた町民のかけがえのない共有の財産を次代に残していくため、平成 16 年 (2004) 制定の景観法に基づき、平成 20 年 (2008) に良好な景観の形成のための総合的な指針として「内子景観まちづくり計画」を策定、「内子町景観まちづくり条例」を制定した。

それぞれの個性に十分配慮した保全や創造、そして品格のある都市景観の創造のために、景観計画区域を内子町全域とし、「市街地景観」・「農村景観」・「山間地景観」の 3 つに構造化し、それぞれの構造においてタイプ別に分類している（市街地景観は「玄関地区」「歴史地区」「文化・交流拠点地区」「住宅地区」の 4 つ、農村景観は「営農地」「里地里山」の 2 つ、山間地景観は「山間景勝地」「山間道路」「山間集落」の 3 つ）。また 5 つの自治センター管内ごとに地域別の景観の特徴、景観資源を挙げ、景観形成の方向を示し、町域全域を行為全般に共通する基準及びそれぞれのタイプごとの景観形成誘導基準を定め、外壁や屋根等の基準色や推奨色を設定した色彩基準を設けている。

基本理念、基本方針いずれにも、「内子らしさ」、「地域の特性」、「特色ある表情」に歴史的景観が含まれている。



(5) 内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区 保存計画

八日市護国の伝統的建造物群保存地区（以下、「伝建地区」という。）は、街道沿いに発達した宿場町的な性格と、内子の中心部北端に位置する高昌寺の門前町的な性格、一方で明治中期に最盛期を迎えた製蠟業による産業町としての性格を併せ持ち、面積3.5ha、約600mの街道沿い江戸末期から明治期に建てられた商家や町家が並ぶ。現在も黄土の色が特徴的な漆喰で塗り籠められた大壁や、建物間の小道や石積みの水路などが多く見られ、当時の土地の区画（地割）もよく残されている。

本計画は、八日市護国の伝建地区の伝統的建造物の特性を生かしながら、伝統的建造物群及びこれらと一体をなす環境を保存し、加えて住民の生活向上を配慮しつつ保存地区の管理、修理、修景、復旧に努めることとして、昭和56年（1981）4月に告示された。

保存整備にあたっては、地域の特性を生かし、街道沿いに展開する建物の見え方、背景となる周囲の山並み等も考慮して、内子らしい歴史的景観を維持することに努めるとしており、「伝統的建造物及びこれに類する構築物等」を建築物、その他工作物、自然物・土地として定め、保存に努めるとしている。また、「伝統的建造物以外の建築物等」については、外観が伝統的建造物群に調和のとれたものとするとしている。

- 内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区
- 伝統的建造物
- その他の工作物（塀、門等）
- 自然物・土地（石垣等）

内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区



(6) 内子町農業振興地域整備計画

内子農業振興地域整備計画は、内子町、五十崎町、小田町の3町が合併した平成17年(2005)1月に策定された、農業振興を図ることを目的とした右の8つの計画から成る計画書である。

- 1 農用地利用計画

2 農業生産基盤の整備開発計画

3 農用地等の保全計画

4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率かつ総合的な利用の促進計画

5 農業近代化施設の整備計画

6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

8 生活環境施設の整備計画



- 農業振興地域

町道

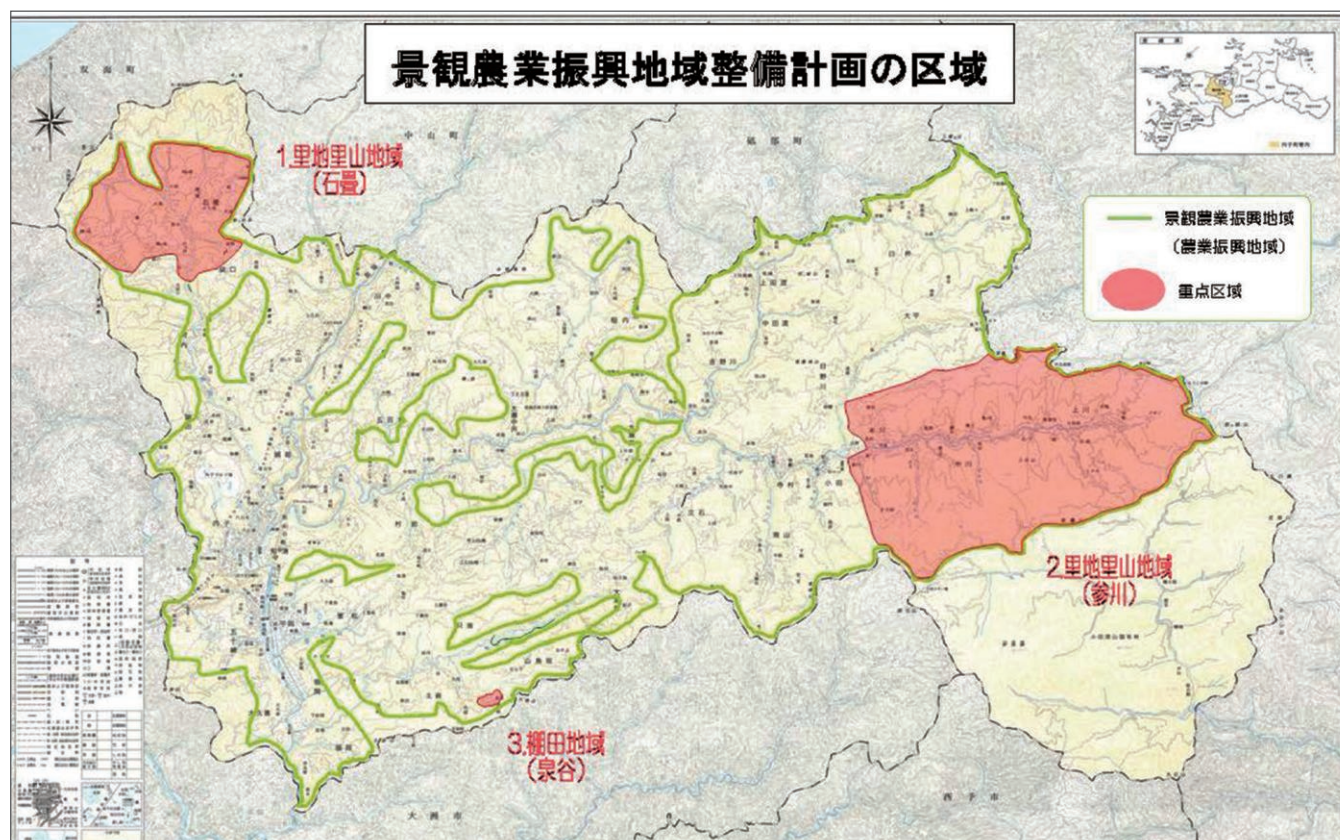
国道

(7) 内子町景観農業振興地域整備計画

内子町には、重伝建地区に代表される歴史的な町並みが残され、山間部には美しい農村景観が広がっている。これら美しい風景や自然環境を織りなす重要な要素である農業を中心とした地域の営みを、着実に次世代へと引き継ぐためにも、地域住民が地域の農業に誇りを持ち、またその文化的価値が地域の魅力となり、地域の産品にも付加価値を与えるよう、そして、さらなる来訪者を惹きつけ、そこで出会う人と人との交流が地域の魅力に一層磨きをかけるよう、内子らしい村並み、山並みの景観まちづくりを推進することを目的に景観法に基づく平成 20 年 (2008) の内子

町景観まちづくり計画の策定に加えて、内子町景観農業振興地域整備計画を平成 25 年 (2013)1 月に策定した。

四国山脈の山々に囲まれた内子町は景観農業振興地域の範囲を全町的に広げ、中でも美しく特徴的な農村景観が現存する、里地里山地域 (石畳地区、参川地区)、棚田地域 (泉谷地区) の 3 区域を重点区域に定め、「景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項」や「農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項」、「景観と調和した農業について検討する今後のプロセス」等の方針を立てている。



3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

歴史的建造物には内子町の地域性や風土などの影響が色濃く表れており、それが「内子らしさ」の一つとなっている。しかし現代においては、価値観や生活様式の多様化などにより、新たにこの「内子らしさ」を創ることは非常に困難である。

今残る歴史的建造物については、国や県、町の指定文化財や国の登録有形文化財等は、文化財保護法や愛媛県文化財保護条例及び内子町文化財保護条例、内子町伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、歴史的建造物の適切な保存修理や活用を進める。指定以外の歴史的建造物については、調査等を進めながら所有者の意思も鑑み、本計画に基づく歴史的風致形成建造物に指定するなど、その価値を示しながら保存・活用を図る。また、建築基準法第3条第1項第3号の適用除外条例の制定及び運用により、安全性の確保や防災対策等を図りつつ円滑な保存・活用を推進する。

これら歴史的建造物の保存・活用により、歴史資源を活かしたまちづくりを進めるフィールドの拡充、職人やまちづくりの担い手育成、交流人口の増、町産材のさらなる活用など農林業との横断的な連携や産業創出につながる仕組み構築を目指す。

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・整備に関する方針

歴史的建造物の周辺環境についても、修景事業を推進し重伝建地区との緩やかなつながりを生むエリアの拡充を図る。特に内子地区の六日市地区や本町商店街は、今後、無電柱化も視野に入れた都市計画的な観点も含め、全体的な歴史的環境整備を検討する。

その中で景観まちづくり計画との連携によ

り、各地域の特性や実情に応じた景観ガイドラインの作成など、地域住民とともに体制を整えながら意識啓発を行う。また近年関心の高まりを見せる歴史的建造物等を活かした観光振興対策やインバウンド対策等についても、空き店舗対策や観光施策との連携を図っていく。また景観農業振興地域整備計画との連動も視野に、農村景観の保全の充実に図り、さらには農林業の施策と歴史まちづくりの連携を強化する。

(3) 伝統産業や伝統行事・祭礼等、歴史的営みを反映した活動の継承に関する方針

文化財や歴史的建造物の修理においては伝統工法を重視し、活用方法や現代生活における利便性を鑑みながら積極的に取り入れることで技術の継承につなげる。併せて修理現場の公開や体験なども行いながら、技術力の高さや先人の知恵などを共有できる機会を設ける。また、伝統産業・工芸や職人の技術継承のため、担い手育成事業などの拡充を図る。

地域の伝統行事や郷土芸能などについては、趣旨賛同者の拡大を図り、地域外からの協力や支援を受けられるような、その意義や魅力を共有する機会を設ける。

(4) 歴史的資源の調査研究、周知・啓発に関する方針

専門職の配置や大学などとの連携等、体制の充実に図りつつ、基礎となる歴史的資源などの調査を進める。またこれまでに収蔵された町蔵資料についても整理しデジタルアーカイブ化など、活用や公開しやすい仕組みづくりを目指す。

また、博物館の展示や講座の継続的な実施を行い、地域住民の意識醸成を図りつつ、博

物館ボランティア（学芸サポーター等）やガイド、語り部などの育成を推進する。ひいては周知・教育等のための教材・資料等の整備や連携へつなげる。

(5) 住民参加の歴史まちづくりに関する方針

住民が歴史まちづくりに参加できるように、まちなかに議論を行う場や気軽に集まれる拠点づくりについて、歴史的建造物の活用も含めて整備を図る。また住民や地元企業、大学や専門家などと連携し、まちづくりに関する資料や職人技術・歴史資源など集積機能を併せ持つ組織の確立や、それらによる人材育成、地域住民の意思醸成を推進する。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進体制については、町並・地域振興課を事務局とし、庁内推進体制を構築するとともに、歴史まちづくり法第11条の規定に基づく「内子町歴史的風致維持向上計画推進協議会」において計画の推進や変更等の連絡・調整・協議等を行い、事業の推進を図る。

また、必要に応じて、本町の都市計画や景観まちづくり、文化財保護等に関する審議会、並びに文化財や歴史的建造物の所有者等と連絡調整を行う。

